

茨城県報

号外第 36 号

昭和63年 3 月22日

火 曜 日

目 次

告 示

●国民健康保険医等の新規登録 (医療福祉課)	1	ページ
●保険医及び保険薬剤師の登録 (保険課)	1	
●道路の区域変更 (8 件) (道路維持課)	2	
●道路の供用開始 (4 件) (")	6	

告 示

茨城県告示第 422 号

国民健康保険法 (昭和33年法律第 192 号) 第39条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師として登録したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令 (昭和33年政令第363号) 第9条の規定により告示する。

昭和63年 3 月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

記 号 番 号	登 録 年 月 日	国 民 健 康 保 險 医
茨国医 第6235号	63. 3. 2	中 澤 義 明
茨国薬 第1525号	63. 3. 10	齋 藤 雪 子
" 第1526号	63. 2. 2	仁 平 聡 子
" 第1527号	63. 3. 1	鈴 木 秀 徳
" 第1528号	63. 3. 1	吉 田 直 弘

茨城県告示第 423 号

健康保険法 (大正11年法律第70号) 第43条の 5 第 1 項の規定により、次の医師及び薬剤師を保険医及び保険薬剤師に登録した。

昭和63年 3 月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

氏 名	登録記号番号	登録年月日
中 澤 義 明	茨 医 6 7 0 1	63. 3. 2
齊 藤 雪 子	茨 薬 1 2 0 4	63. 3. 10

茨城県告示第 424 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和63年 3 月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年 3 月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下館筑波線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
つくば市大字神郡字弁戈天 369番3地先から	旧	メートル	メートル	
		最大 8.7	99.0	
つくば市大字神郡字弁戈天 374番3地先まで	新	最大 8.7	99.0	迂回路撤去
		最小 8.7		

茨城県告示第 425 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和63年 3 月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年 3 月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 矢幡潮来線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
行方郡潮来町大字築地字子渡り 119-3 番地先から	旧	メートル 最大 10.0	メートル 188.0	
		最小 8.0		
行方郡潮来町大字築地字貝塚 111-1 番地先まで	新	最大 10.0 最小 8.0	188.0	迂回路設置のため
		最大 13.0 最小 8.0	242.0	

茨城県告示第 426 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和63年 3 月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和63年 3 月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 烏山御前山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡緒川村大字那賀字下河戸 192番地から	旧	メートル 最大 12.0 最小 5.5	メートル 435.0	
		最大 27.5 最小 13.0	432.0	
東茨城郡御前山村大字門井 字萩崎1345番 3 地先まで	新	最大 27.5 最小 13.0	432.0	旧道移管及び払下げの ため

茨城県告示第 427 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和63年 3 月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和63年 3 月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦大穂線

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
つくば市大字柴崎字大日 138番地先から	旧	メートル 最大 19.0	メートル 198.0	
		最小 14.0		
つくば市大字上境字馬観音 69番1まで	新	最大 17.0	198.0	不用地処分(土地交換)
		最小 14.0		

茨城県告示第 428 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和63年3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年3月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 常陸太田烏山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡美和村大字下桧沢 字房ノ内3617-3番地から 那珂郡美和村大字下桧沢 字宿1677-3番地まで	旧	メートル 最大 6.6	メートル 131.0	
		最小 4.2		
那珂郡美和村大字下桧沢 字房ノ内3607-2番地から 那珂郡美和村大字下桧沢 字宿1677-1番地まで	新	最大 6.6	131.0	
		最小 4.2		
		最大 16.5	240.0	
		最小 5.8		

茨城県告示第 429 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和63年3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年3月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 北茨城大子線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
高萩市大字下君田字中入山 469番地先から	旧	メートル 最大 15.5	メートル 1,133.0	
		最小 4.5		
高萩市大字下君田字塚田 296番1地先まで	新	最大 38.0 最小 8.0	1,094.0	現道拡巾

茨城県告示第 430 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和63年 3 月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和63年 3 月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水沼磯原線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
北茨城市華川町大字小豆畑 字前小豆畑1774番1地先から	旧	メートル 最大 9.3	メートル 203.0	
		最小 5.0		
北茨城市華川町大字小豆畑 1992番2地先まで	新	最大 15.0 最小 8.0	200.0	

茨城県告示第 431 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和63年 3 月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年 3 月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水沼磯原線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
北茨城市磯原町大字豊田 字西古川868番 1 地先から	旧	メートル 最大 9.5	メートル 302.0	
		最小 7.8		
北茨城市磯原町大字豊田 字前掛り816番 1 地先まで	新	最大 36.0 最小 9.0	302.0	

茨城県告示第 432 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和63年 3 月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年 3 月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 一般国道 118号
- 2 供用開始の区間 那珂郡大宮町大字石沢字東原1637-1 番地から
那珂郡大宮町南中富3134-6 番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和63年 3 月23日

茨城県告示第 433 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和63年 3 月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年 3 月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道水沼磯原線
- 2 供用開始の区間 北茨城市磯原町大字豊田字西古川868番1地先から
北茨城市磯原町大字豊田字前掛り816番1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和63年 3 月22日

茨城県告示第 434 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和63年 3 月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和63年 3 月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道水沼磯原線
- 2 供用開始の区間 北茨城市磯原町大字豊田字一本杉896番地先から
北茨城市磯原町大字豊田字油田1076番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和63年 3 月22日

茨城県告示第 435 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和63年 3 月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和63年 3 月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道北茨城大子線
- 2 供用開始の区間 北茨城市磯原町大字磯原字河原533番8地先から
北茨城市磯原町大字木皿字腰の巻1221番2地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和63年 3 月22日

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 2, 0 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)